

山口県報

平成31年
3月29日
(金曜日)

目次

- 規則
農業取締法施行細則の一部を改正する規則（農業振興課）……………一
- 山口県獣医学学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則（畜産振興課）……………一
- 告示
山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正（財政課）……………二
- 進学準備給付金の支給に関する事務の委託（厚政課）……………二
- 道路の区域の変更（道路整備課）……………二
- 道路の供用の開始（道路整備課）……………三
- 自転車歩行者専用道路の指定の解除（道路整備課）……………四
- 公告
基本測量の実施（監理課）……………四
- 特定開発行為に関する対策工事等の完了（砂防課）……………四
- 公安委規則
山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………四

農業取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政



山口県規則第十六号

農業取締法施行細則の一部を改正する規則

農業取締法施行細則（昭和五十九年山口県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八条第一項に」を「第十七条第一項に」に、「同条」を「同項前段」に、「第八条の」を「第十五条の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 販売者が県の区域外に住所を有する個人である場合には、当該個人の住民票の写し

二 販売者が法人である場合には、当該法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

三 販売所の位置を示す図面

四 販売の内容を記載した書類

第二条中第四項を削り、第三項を第五項とし、同条第二項中「知事は、」の下に「第一項又は」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 販売者は、法第十七条第一項後段の規定による届出（販売所の廃止に係るものに限る。）をする場合は、省令第十五条の届出書に第四項の規定により交付を受けた届出書の副本を添えて知事に提出しなければならない。

3 販売者は、法第十七条第一項後段の規定による届出（販売所の廃止に係るものを除く。）をする場合は、省令第十五条の届出書に第一項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）及び次項の規定により交付を受けた届出書の副本を添えて知事に提出しなければならない。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県獣医学学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十七号

山口県獣医学学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県獣医学学生修学資金貸付規則（昭和六十年山口県規則第五十号）の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第一項中「月額十万円」を「次の各号に掲げる学生の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学の学生 月額十万円
- 二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人が設置する大学の学生 月額十八万円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の山口県獣医学学生修学資金貸付規則の規定に基づいて貸付けの決定をした獣医学学生修学資金については、なお従前の例による。



山口県告示第九十七号

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示（平成十九年山口県告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、改正前の同告示二の(三)に規定する浜の活力再生交付金は、改正後の同告示二の(甲)に規定する浜の活力再生・成長促進交付金とみなす。

平成三十一年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の(一)中「第百十三条第四項」を「第百十三条第五項」に改める。
 二中(+)及び(乙)を削り、(乙)を(+)とし、(乙)から(甲)までを(乙)から(戊)までとし、(戊)の次に次のように加える。

- (乙) 林業就業準備給付金
- (甲) 浜の活力再生・成長促進交付金
- 二中(三)及び(四)を削り、(三)を(甲)とし、(四)を削る。

山口県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の五第二項において準用する同法第五十五条の四第三項の規定により、次のとおり進学準備給付金の支給に関する事務の委託を行った。

平成三十一年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 委託に係る事務の範囲

阿武郡阿武町の区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、同町の区域内にある）被保護者に対して、生活保護法第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給に関する事務

二 委託を受けた進学準備給付金を支給する者

萩市長

三 委託開始年月日

平成三十一年四月一日

山口県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
 路線名 四九〇号
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
宇部市神原町一丁目三四八の五六地 先から 同市東琴芝町一丁目五九五の七地先 まで	新	最狭 三五・八 最広 三六・四 三九・五	四五二・五	道路改良工事の完了による。

道路の種類 路線名 道路の区域	県道 秋芳三隅線	区 間	旧 新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
美祿市秋芳町嘉万字立田三二七六の 一 地先から 同市秋芳町嘉万 同字三一八六の一			旧 新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
				最狭 一一・二・八	六九・二	
				最狭 一六・八		

道路の種類 路線名 道路の区域	県道 光上関線	区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
熊毛郡上関町大字長島字中鹿尾一一 一五の 一 地先から 同郡同町同大字字先鹿尾一一三 九の 一 地先まで			新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
				最狭 七・七・五	三・四七・〇	道路改良工事の 完了による。
				最狭 三・五・〇	三・八九・〇	

道路の種類 路線名 道路の区域	県道 柳井周東線	区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
岩国市周東町田尻字伊勢松田六九七 の 一 地先から 同市周東町中山字大原一八の八地先 まで 岩国市周東町田尻字伊勢松田六九七 の 一 地先から 同市周東町中山字大原一〇〇四六の 一 地先まで 岩国市周東町田尻字伊勢松田六九七 の 一 地先から 同市周東町中山字大原一八の八地先 まで			新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
				最狭 三・二・〇	六・五五・〇	
				最狭 五・二・二	六・〇九・〇	自転車歩行者専 用道路の区域
				最狭 三・二・〇	六・五五・〇	
				最狭 三・〇・〇	六・五五・〇	

地先まで	新	最狭 二〇・五・〇	六九・二	道路改良工事の 完了による。
------	---	--------------	------	-------------------

道路の種類 路線名 道路の区域	県道 琴芝際波線	区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
宇部市東琴芝二丁目五四五の二地先			新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
				最狭 二・〇・四	一・三・四	
				最狭 二・七・八	五・〇	起点の変更及び 道路改良工事の 完了による。

山口県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
一般国道一九〇号	宇部市神原町一丁目三四八の五六地先から 同市東琴芝町一丁目五九五の七地先まで	平成三十一年三月三十日

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
県道光上関線	熊毛郡上関町大字長島字中鹿尾一一一五の 一 地先から 同郡同町同大字字先鹿尾一一三九の 一 地先まで	平成三十一年三月三十日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 秋芳三隅線	美祢市秋芳町嘉万字立田三一七六の一地先から 同市秋芳町嘉万 同字三一八六の一地先まで	平成三十一年三月 三十日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 琴芝際波線	宇部市東琴芝二丁目五四五の二地先	平成三十一年三月 三十日

山口県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十三第二項の規定による自転車歩行者専用道路の指定を次のとおり解除する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	道 路 の 部 分	延 (メートル)長	解除の期日
県道 柳井周東線	岩国市周東町田尻字伊勢松田六九七の一地先から 同市周東町中山字大原一〇〇四六の一地先まで	六〇九・〇	平成三十一年三月 二十九日



(八三) 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成三十一年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び国土広域情報修正測量）
- 二 作業の地域
山口県全域
- 三 作業の期間
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

(八四) 特定開発行為に関する対策工事等の完了

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十八条第三項の規定により、特定開発行為に関する対策工事等の完了を次のとおり公告します。

平成三十一年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
岩国市南岩国町二丁目
- 二 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
岩国市牛野谷町三丁目四五番二二号
長畑興業株式会社



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表十の項岡田原築港線に関する部分の次に次のように加える。

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則

桶川線	周南市古川町一三七九の三地先から同町一三七八の七地先まで
清水二丁目一号线	周南市清水二丁目一三八二の五地先から同町一三八二の四地先まで

平成三十一年三月二十九日印刷

発行人所

山口県知事